



平成27年（行ウ）第700号 日米合同委員会議事録不開示決定取消請求事件
原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
被告 国

訴えの変更申立書

2016（平成28）年11月24日

東京地方裁判所民事第2部C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 近 藤 卓 史

同 二 関 辰 郎

同 牧 田 潤 一 朗

同 秋 山 淳

同 加 賀 山 瞭

頭書事件について、原告は次のとおり訴えを変更する。

第1 請求の趣旨

- 1 外務大臣が原告に対してした訴状別紙不開示処分決定目録記載の行政文書不開示決定処分のうち、訴状別紙文書目録1記載の文書1に係る処分を取り消す

- 2 外務大臣は、原告に対し、訴状別紙文書目録記載1記載の文書を全部開示するとの決定をせよ
- 3 原告は、被告に対し、金110万円及び本訴えの変更申立書送達の日から翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払えとの判決を求める。

第2 訴えの変更の理由

1 本件文書1について

本件文書1に関する不開示処分が違法であることは、訴状、原告の準備書面(1)、同準備書面(2)においてすでに述べたとおりである。

2 本件文書2について

外務大臣は、本件文書1及び2について全部不開示とした平成27年6月30日付決定(本件決定)のうち、本件文書2に係る部分を変更して開示とし、平成28年10月14日付「行政文書の開示請求に係る決定の変更について(通知)」により(乙15、以下「本件変更処分」という)、原告に通知し、本件文書2が開示された。

外務大臣が本件文書2を不開示とした理由は情報公開法5条3号を根拠とするものであったところ、同処分が違法であることは、訴状、原告の準備書面(1)、同準備書面(2)においてすでに述べたとおりである。

外務大臣は、本件処分においては本件文書2が法5条3号に該当するとしていたが、本件変更処分において開示しており、法第5条3号該当性がないことは明らかである。

外務大臣は、本件文書2が法5条3号の文書に該当しないにもかかわらず、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と3号の解釈を誤って不開示としたものであり、本件文書2についての不開示処分が違法であり、同外務大臣に過失があったことは明らかである。

3 損害について

原告は、上記の本件文書2についての違法な不開示処分により、取消訴訟を提起せざるを得ず、また理由なく文書の開示請求を妨げられたものであり、これによって生じた原告の無形の損害は金銭に換算すると100万円を下らない。また、同損害賠償請求のための弁護士費用は金10万円を下らない。

したがって、原告の損害合計額は金110万円を下ることはない。

4 結語

よって、原告は、請求の趣旨のとおり、訴えの変更を申立てる。

第3 求釈明について

被告は、被告準備書面(3)第2、2(3)において、本件文書2の不開示決定を求める訴えは訴えの利益を欠き却下されるべきであるとして、原告準備書面(2)第3における求釈明について「釈明の要はない」と主張している。

しかし、被告の「外務省において、米国政府に対し、日米合同委員会の議事録を公開することについての意見を求めた」との主張について、意見を求めた時期、方法、意見を求めた相手方、求意見の具体的内容(以上求釈明事項(1))、及び被告の「米国政府から、公開に同意しない旨の立場が示された」との主張について、米国政府の立場の表明時期、方法、言動の内容(以上求釈明事項(2))は、本件文書2について不開示とした処分の違法性に係る具体的な事情であり、被告が釈明する必要があることは明らかである。

以上